

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号。以下「規程」という。）第27条の規定により公告する。

令和8年2月18日

香川県広域水道企業団
広域送水管理センター所長 阿河 賢治

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

全浄水場浄水発生土処理業務（処分及び収集・運搬）

（2）委託業務の内容

仕様書による

（3）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

（4）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県広域水道企業団電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を原則、入札時に電子入札システムにより提出すること。

添付場所：入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

電子メールで提出する場合は6の（1）に示す入札締切日時までに、5の（2）に示すメールアドレスに電子メールで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名：全浄水場浄水発生土処理業務（処分及び収集・運搬））」とすること。

4 契約の内容を示す日時及び場所

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を令和8年2月18日（水）午前8時30分から令和8年2月27日（金）午後5時まで電子入札システムにおいて閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

- (1) 契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年2月27日（金）午後4時までに(2)に示した場所等に対し「入札説明書等に関する質問書」により行うこと。(持参、FAX又は電子メールで行うこと。)

回答は、令和8年3月4日（水）から令和8年3月5日（木）までの間（香川県広域水道企業団の休日を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで）、(2)に示した場所にて閲覧に供するとともに、令和8年3月4日（水）午後5時までに質問者及び当該入札参加資格者全員にFAX又は電子メールで送付する。

- (2) 連絡先、提出先及び閲覧場所

郵便番号 762-0024 香川県坂出市府中町1265-1
香川県広域水道企業団広域送水管理センター 総務用地課
電話番号 0877-48-0511 FAX番号 0877-48-1749
電子メール huchu_somuyochi@union.suido-kagawa.lg.jp

6 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札期間

入札開始日時 令和8年3月10日（火）午前9時
入札締切日時 令和8年3月11日（水）午後4時

- (2) 開札の日時

令和8年3月12日（木）午前9時

- (3) 開札の場所

香川県広域水道企業団広域送水管理センター 総務用地課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規程第12条各号に該当する場合は減免することができるので、減免を希望する者は、令和8年2月27日（金）午後4時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を5の(2)に示した場所に持参又は郵送（令和8年2月27日（金）午後4時必着）で提出すること。なお、10に示す提出書類と別途に提出する場合、封筒に「入札保証金・契約保証金減免申請書在中（委託業務名：全浄水場浄水発生土処理業務（処分及び収集・運搬））」と記載すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 入札者の構成等

入札者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けた業者（以下「処分業者」という。）と廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成されるグループ又は産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた単独の業者とし、グループで応募する場合は、次の要件を満たす者であること。

ア 廃棄物処理法に基づく処分業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続きを行

い、全ての責任を負うこと。

イ (3) の手続きにおいて入札者の構成員を明らかにすること。

ウ 入札参加確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認められない。

エ 入札者の構成員は、入札者又は他の入札者の構成員になることができない。

(2) 単独の業者及びグループの構成員に求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において格付が A 級で登載されている者であること。

ウ 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

オ 平成 22 年 4 月 1 日以降、国、公団（特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき公団から事業を引継いだ法人を含む。）、地方共同法人日本下水道事業団又は地方公共団体において、発生土の最終処分（焼却（セメント原料化）処理）及び収集運搬業務の元請けとして契約を締結し、履行した実績がある者。

(3) 入札参加資格の確認等

入札に参加を希望する方は、次の書類を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式-1）

イ (2) のオの要件を満たすことを証明する書類（様式-2）

ウ 共同入札願い（様式-3）

(1) のイに関し、「業務名」、「構成員」及び収集運搬業者が複数となる場合はその「運搬区間」を記載した書類

エ 入札に付する事項に示す業務を履行することができる事を確認できる書類

① 処分業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し

② 収集運搬業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（産業廃棄物の積卸し及び積替えを行う区域を管轄する許可権者の発行した許可証の写し全て）

10 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ったうえで、前記 9 の要件を満たすことを証明する書類を令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 4 時までに、5 の (2) に示した場所に持参又は郵送（令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 4 時必着）で提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
なお、郵送の場合、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中（委託業務名：全浄水場浄水発生土処理業務（処分及び収集・運搬））」と記載すること。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより令和 8 年 3 月 6 日（金）までに通知する。

(2) 入札書に記載する金額は、1 トン当たりの処分費及び収集運搬費の合算額とする。

(3) 入札書及び内訳書に記載する金額は、100 円未満の端数は認めない。

(4) 入札者は、入札に際し、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）

のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。なお、入札書の金額と内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は、失格とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があって必要事項を確認し難い場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は、無効とする。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規程第34条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規程第7条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、企業団から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならぬ。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、9の(3)のイの書類に記載されたグループの構成員とそれぞれ処分又は収集運搬に係る契約を締結するものとする。なお、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

17 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等は電子入札システムから閲覧及びダウンロードし、内容を確認すること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本件は、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が

生ずる。